

## モモ大安地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人モモが開設するモモ大安(以下「事業所」という)が行う地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という)が要介護状態(総合事業通所介護相当にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたっては、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 総合事業通所介護相当にあたっては、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 モモ大安
- (2) 所在地 三重県いなべ市大安町南金井705番地96

### (実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人モモ とする。

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤専従)
  - ・管理者は、事業所を代表し、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、適切な事業の運営が行われるように総括する。
  - ・管理者は、事業所を利用申込みにかかる調整、従業者に対する相談助言及び技術指導を行う。
- ② 従業者 生活相談員 1名 (常勤兼務)  
看護職員 2名 (常勤兼務1名、非常勤兼務1名)  
介護職員 1名 (常勤専従2名、非常勤専従2名)  
機能訓練指導員 1名 (常勤兼務)  
事務員 相当数
- ③ 職務内容
  - ・従業者は、地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当業務の提供に当たる。
  - ・生活相談員は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画及び総合事業通所介護相当計画の作成等を行い、利用者又はその家族に対し、その内容を説明する。
  - ・看護職員は、看護の提供に当たる。
  - ・介護職員は、介護の提供に当たる。
  - ・機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第7条 地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当の利用定員は次のとおりとする。

1単位 15名とする。

(サービスの内容)

第8条 地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当のサービス内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち、事業所と利用者等との相談(確認)によって選定しサービスを行うものとする。

(1) 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア 排泄の介助

イ 移動、移乗の介助

ウ その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア 衣類着脱の介助

イ 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ その他の必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。

ア 準備、後始末の介助

イ 食事摂取の介助

ウ その他必要な食事の介助

(4) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア レクリエーション

イ グループワーク

ウ 行事的活動

エ 体操

オ 機能訓練

カ 休養(養護)

(5) 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については、必要な支援、サービスを提供する。

ア 移動、移乗動作の介助

イ 送迎

(6) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における心身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア 日常生活動作訓練の相談、助言

イ 日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ 住宅改良に関する相談、助言

エ その他必要な相談、助言

(利用料等及び支払いの方法)

第9条 地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担割合を乗じた額とする。ただし、「介護報酬の告示上の額」とする。

2 第11条の通常の事業実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その費用を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業実施地域を越えたところから1kmにつき30円とする。

3 通所介護にかかる食材料費については、次の額を徴収する。

食料費(おやつを含む) 570円

- 4 通所介護にかかるおむつ代については、実費を徴収する。
- 5 通所介護で提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要になるものにかかる費用で、利用者の負担とすることが適当と認められる趣味や機能回復訓練に必要な経費については実費を徴収する。
- 6 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った通所介護の費用は、15分度毎250円を徴収する。
- 7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し文章で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文章に署名を(記名捺印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

- 第10条 従業者は、地域密着型通所介護及び総合事業通所介護相当の提供を行っている時に、利用者に病状等の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者や家族に報告をする。
- 2 主治医との連絡が困難な場合は、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な処置を講ずる。
  - 3 通所介護の提供中に事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
  - 4 事業所は、通所介護の提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(通常の事業の実施地域)

- 第11条 通常の事業の実施地域はいなべ市とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第12条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際には次の事項について留意するものとする。
- ① サービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
  - ② 入浴サービスを利用する際は、滑走・転倒事故を起こさないように留意する。
  - ③ 給食サービスを利用する際は、手指の清潔に努める。ゆっくりよく噛み食する。
  - ④ 機能訓練サービスを利用する際は、体調不良、気分不良等を従業者に連絡し無理をしない。
  - ⑤ 送迎サービスを利用する際は、車内での急な立ち上がりやむやみな飲食等はしない。
- 2 生活相談員等は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指導を行う。
- ① 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
  - ② 共有の施設・設備は他の人の迷惑にならないように利用する。
  - ③ 利用開始時に定めた時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(個別援助計画書の作成等)

- 第13条 事業所は、居宅計画サービス計画書が立てられている場合は、その計画に基づいて利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画を作成し、利用者、家族等に説明する。
- 2 事業所は、個別援助計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

- 第14条 従業者は、地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、該当地域密着型介護について、介護保険法第11条第6項または法第53条第5項の規程により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(地域密着型通所介護の利用契約)

- 第15条 地域密着型通所介護の提供開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし、緊急を要すると管理者が認める場合は、利用契約の締結がサービス開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理等)

- 第16条 事業所は、通所介護に使用する用具、備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

- 3 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(非常災害対策)

- 第17条 通所介護の提供中に、震災、風水害、火災その他の災害(以下「非常災害」という)が発生した場合には、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。
- 2 非常災害に関する消防計画、風水害、地震等の災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。
  - 3 前項で作成した計画について、定期的に従業者に周知する。
  - 4 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、介護保険サービス事業所又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

- 第19条 事業所は、該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)は行わないものとする。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど、厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し、適切な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第22条の運営推進会議に報告する。

(事業継続計画)

- 第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、該当業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第21条 事業所は、提供した通所介護に対する利用者からの苦情・ハラスメントに迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した通所介護に関して、市町村が行う文書などの提出の求め、又は質問や照会等に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 通所介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

#### (地域との連携)

第22条 事業所が行う通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会は、利用者の家族、地域住民の代表者、通所介護についての知見を有する者、いなべ市地域包括支援センター及びいなべ市介護保険課の職員等により構成されるものとする。
- 3 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は、通所介護サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

#### (個人情報の保護)

第23条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者、又はその代理人の了解を得るものとする。

#### (損害賠償)

第24条 事業所は、地域密着型通所介護の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけた場合には、その損害を賠償するものとする。第23条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。

#### (損害賠償がなされない場合)

第25条 事業所は、地域密着型通所介護の実施に伴って、自己の責に帰すべからざる事由によって生じた損害については損害賠償責任を免れる。

- 2 利用者等が、その疾病及び身体状況、その他通所介護支援に必要と思われる情報の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 3 利用者等が、事業者及び従業者の指示・依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

#### (その他運営についての留意事項)

第26条 事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため研究、研修の機会を設け、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3カ月以内

(2) 継続研修 年3回

- 2 事業所は、介護に直接携わる従業者のうち医療・福祉に関する資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるものとする。
- 3 事業所は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、この事業を行うためにケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備するとともに、サービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人モトモトモト大安事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日より第13条、第14条を繰り上げ、第16条、第17条、第21条、第24条を変更及び繰り下げ、第18条、第19条、第20条を追加し、第15条、第22条、第23条を繰り下げて施行する。

この規程は、令和6年7月1日より第9条、第10条、第17条を変更、第19条、第22条を追加、第20条、第21条、第26条を繰り下げ及び変更、第23条、第24条、第25条を繰り下げて施行する。